

項 目		当該者の対応	学校の開設	登校の可否	出席停止期間	公表基準
*強いだるさ *息苦しさ *高熱 などの強い症状がある場合 * 4 日以上継続する風邪症状	感染を否定できない	帰国者・接触者相談センターに相談	通 常	個人を出席停止（19条）	症状が改善し登校できるまで	非公表
濃厚接触者（保健所の検査対象）になった場合	潜伏期間である可能性が大いにある	保健所等の指示に従う	保健所・校医と相談の上、 学校閉鎖 （学校保健安全法19条） 設置者が他校を臨時休業(20条)とする場合あり	否	2週間（土日含む）	公表 【内容】 「校内で濃厚接触者が判明しました」
発症した場合	施設内での感染拡大が危惧される	指定医療機関に入院	保健所・校医と相談の上、 学校閉鎖 （学校保健安全法19条） 設置者が他校を臨時休業(20条)とする場合あり	否	2週間（土日含む） ※期間中新たな発症者が出た場合は、新たな発症日を起点に14日を延長する。<図 1 >	公表 【内容】 「校内で感染者が判明しました」

◆海外渡航歴がある場合

NO, 2

項 目		当該者の対応	学校の開設	登校の可否	出席停止期間	公表基準
児童が海外から帰国	感染を否定できない	*強いだるさ *息苦しさ *高熱 などの強い症状がある場合 * 4 日以上継続する風邪症状 ※帰国者・接触者相談センターに相談	通 常	個人を出席停止 （学校保健安全法19条）	症状が改善し登校できるまで	非公表
児童生徒が帰国後に家族が帰国	家族が潜伏期間である可能性がある	家族は2週間の自宅待機 児童生徒の健康観察のレベルを上げる	通 常	保護者と相談の上、個人を2週間出席停止（19条）	家族の自宅待機が解けるまで	非公表
児童生徒は国内在住であるが家族が帰国	家族が潜伏期間である可能性がある	家族は2週間の自宅待機 児童生徒の健康観察のレベルを上げる	通 常			
帰国した家族が発症	濃厚接触者となる	帰国者・接触者相談センターに相談の上、健康観察のレベルを上げる	通 常	個人を出席停止（19条）	2週間（土日含む）	公表【内容】[校内で濃厚接触者が判明しました]

◆教職員・外部の来校者が、感染の疑いまたは発症の場合（公表基準については、上記児童生徒の対応に準ずる）

NO, 3

項 目		当該者の対応	学校の開設	職員の就業	勤務可能時期
*強いだるさ *息苦しさ *高熱 などの強い症状がある場合 * 4 日以上継続する風邪症状	感染を否定できない	帰国者・接触者相談センターに相談	通 常	自宅待機	帰国者・接触者相談センターへの相談結果に準じ、体調が回復し次第出勤する
外部の来校者が濃厚接触者（保健所の検査対象）になった場合	教職員が潜伏期間である可能性が大いにある	帰国者・接触者相談センターに相談の上、健康観察のレベルを上げる	通 常	通 常	－
教職員が濃厚接触者（保健所の検査対象）になった場合		帰国者・接触者相談センターに相談	保健所・校医と相談の上、 学校全体を出席停止 （19条） 設置者が他校を臨時休業(20条)とする場合あり	自宅待機	2週間後（土日含む）
教職員が発症した場合	施設内での感染拡大が危惧される	指定医療機関に入院 など		自宅待機	2週間後（土日含む） ※期間中に新たな発症者が出た場合は、新たな発症日を起点に14日を延長する。<図 1 >

◆その他の臨時休業の条件

- ※愛知県教育委員会から臨時休業要請があった場合は、状況を見て検討します
- ※市民に感染経路が不明な感染者が出た場合は、状況を見て対処方法を発表します。

< 図 1 >

